別紙 2

PPP/PFI を活用した案件の募集（第 2 次）について

平成 26 年 5 月 29 日
内閣府民間資金等活用事業推進室

1. 趣旨

財政状況が厳しさを増す中、真に必要な社会資本の整備・維持更新と財政健全化を両立させるために、民間の資金・ノウハウを最大限活用することは急務です。平成 25 年 6 月 6 日に民間資金等活用事業推進会議にて決定された「PPP/PFI の抜本改革に向けたアクションプラン」（以下「アクションプラン」という。）において、民間の資金・ノウハウを活用することにより、インフラの運営・更新等の効率化、サービスの質的向上、財政負担の軽減が図られる事業については PPP/PFI 事業を積極的に活用することを基本とし、公共施設等運営権制度の活用を推進するとともに、収益施設の併設・活用等により、税財源以外の収入等で費用を回収する方式の活用・拡大を図ることとされました。

このため、内閣府では、アクションプランに沿った PPP/PFI 事業を実施しようとしている地方公共団体等から、具体的な案件を募集し、地方公共団体等が行う PPP/PFI 事業実施に向けた可能性調査の検討に対する支援を行います。

今年度は、平成 26 年 3 月 3 日から 4 月 18 日までの間に募集をし、4 件を対象として選定しました。

引き続き、第 2 次募集を開始しますので、支援を受けたい方は、本要領にしたがって応募してください。

2. 募集対象

地方公共団体等（公共施設等の管理者である地方公共団体又は公共施設等の整備等を行う独立行政法人、特殊法人その他の公共法人）とします。

3. 募集する案件

募集案件は以下の 4 類型に該当する具体的なものとします。

（1）公共施設等運営権制度を活用した PFI 事業

・公共施設等運営事業を行うもの

※）公共施設等運営権制度：公共主体が所有権を有し、施設利用者からの利用料金により運営を行う施設（例えば、美術館・博物館、観光施設、港湾、空港、駐車場、上水道、下水道等）において、その施設の運営を行う権利（所有権は公共主体のまま）を事業主体に設定することにより、その対価（いわゆるコンセッションフィー）を事業主体から徴収することを可能とする制度です。

（2）収益施設の併設・活用など事業収入等で費用を回収する PFI 事業等

・収益施設の併設や、既存の収益施設の活用など、事業収入等により費用を回収する事業

・副産物の活用等付加価値を創出し施設のバリューアップを図る事業

（3）公的不動産の有効活用など民間の提案を活かした PPP 事業

・公的不動産の利活用について、民間からの自由な提案を募ることで、財政負担を最小に抑え、公共目的を最大限達成することを目指した事業

・その他、既存施設や公的不動産の生産性を高めるような事業

（PFI の活用に加え、PPP の活用についても支援の対象とします。）

（4）その他の事業

・アクションプランの推進に資する事業で、特に有効と認められる事業

4. 募集期間

平成 26 年 5 月 29 日（木）～ 平成 26 年 6 月 27 日（金）18:00（厳守）

5. 提出方法

応募書類は、郵送にて別添の様式に簡潔・明瞭に記入の上、御提出下さい。

なお、応募様式を電子媒体で必要な場合及び電子メールでの提出を御希望の場合は、下記にお問い合わせいただければ、電子メールにて様式を送付いたします。

（提出先及び問合せ先）

〒100-8970　東京都千代田区霞が関 3-1-1 中央合同庁舎第 4 号館 6 階

内閣府民間資金等活用事業推進室　榊原、森本

TEL：03-3581-9680　FAX：03-3581-9682

6. 提出後の手続等

（1）案件の選定

本案件募集に寄せられた資料等を基に、有識者の意見を聴取した上で、内閣府において対象とする案件を選定します。案件の選定は、提出された案件の具体性、先進性等を総合的に勘案し実施します（提出された案件の事業評価を行うものではありません。）。

応募者に対しては、必要に応じ、追加資料提出、ヒアリング等をお願いする場合があります。

結果は応募者に通知します。

(2) 支援の実施

内閣府は、選定された案件を提出した地方公共団体等と連携を取りつつ、当該地方公共団体等における PPP/PFI 事業の実施に向けた可能性調査の検討に対する支援を行います。

7. その他留意事項

(1) 内閣府は、選定された案件に対する支援の業務をコンサルタント等に委託します。

(2) 1 つの地方公共団体等から複数の案件を提出していただいても構いません。ただし、複数の案件を応募する場合、案件ごとに応募書類を御提出ください。

(3) 提出いただいた応募書類等については、返却しませんので御留意ください。

(4) 選定された案件については、選定されたこと及び調査結果について公表されることを前提に応募してください。

(5) 応募いただいた案件を PPP/PFI 事業として実際に実施する場合には、本案件募集とは別に、所要の手続、関係機関との調整等を応募された地方公共団体等が自ら行っていただく必要があります。

(6) 支援の終了後も引き続き、当該事業の進捗状況についての報告を求める等、PFI 推進に関して御協力いただく場合もありますので、あらかじめお含みおき下さい。

(7) 不明点がある場合には、5. 提出方法の問合せ先にお問い合わせください。